

ICRC INTERNATIONAL HUMANITARIAN LAW MOOT COURT 9TH COMPETITION

法学部根岸ゼミ
弁論大会レポート



2018年11月24・25日
日本赤十字社本社

2018年度
西南学院大学
教育支援プログラムB

本レポートは、西南学院大学 2018 年度教育支援プログラムB『人間の尊厳を守るための平和教育—模擬裁判とロールプレイを通じた人権人道規範の体得と普及—』の一環として開催された、国際法模擬裁判イベントの概要を報告する内容となっています。実際に参加した学生の感想を掲載していますので、以下のような関心を持っている教員や学生のみなさんへのご参考となれば幸いです。

- 教員: アクティブ・ラーニングの一例として、国際法模擬裁判がどのような効果を学生にもたらすか?
- 学生: 実際に参加することで、キャリア形成に向けてどのような利益や課題を得ることができるか?

【国際法模擬裁判とは】

実際の国際紛争をモデルにした架空の題材に、学生が原告・被告の代理人として法議論を戦わせる競技であり、法律家に必要な素養を飛躍的に上昇させる教育方法として世界中で広く行われています。この競技では、様々な法的論点が埋め込まれた英語の問題文を読み解き、膨大な証拠に基づく書面を作成して裁判所に提出し、口頭弁論では矢継ぎ早に飛んでくる裁判官の質問に巧みに答える必要があります、いわばプロフェッショナルな法律実務の一連のプロセスを経験することになります。



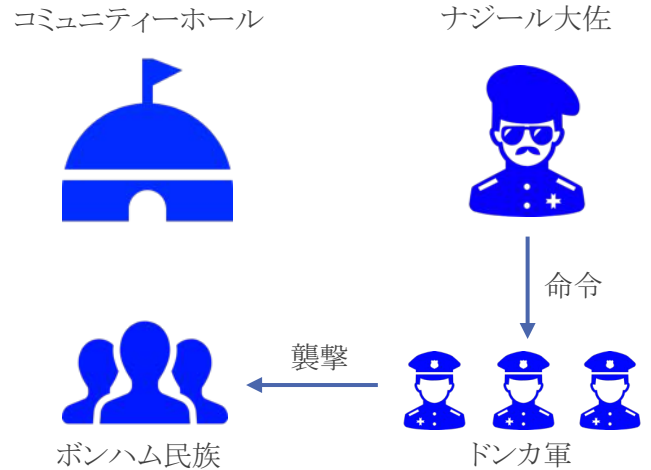
【ICRC 国際人道法模擬裁判大会とは】

赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross) により主催されている本大会は、重大な国際犯罪を犯した個人を検察局が訴追する国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) をモデルとして模擬裁判を行います。国際法の役割が「個人を守る盾」(国際人権法) から「個人を裁く矛」(国際刑事法) へと移り変わるダイナミズムを取り扱うとともに、武力紛争に適用される国際人道法も合わせて個人の尊厳に密接に関わる分野を総合的に学びます。

【今年度大会の問題となる武力紛争の背景】

本件の舞台は、ドンカ共和国の属州に住むボンナム民族の独立をめぐる武力紛争である。宗教や文化の差異から生じた不和により、ボンナム民族は BLO という解放団体を結成し、ドンカ国側に幾度もの抗議活動を行い、度重なる交戦で双方に負傷者を出してきた。この事態を重くみたドンカ軍のナジール大佐は、自軍に対する命令を通じて対応したが、その過程で、①ボンナム民族の絶滅、②彼らの精神的支柱である文化財の破壊、③精神的かつ肉体的苦痛を与える拷問に関わっていたと疑われている。ナジール大佐は、国際刑事裁判所のもとでこれらの国際犯罪につき個人責任を問われている。

2016年11月3日にナジール大佐は彼が独自に得た「BLO 幹部が集会している」という情報に基づき、市内のコミュニティーホールに軍の配備を行った。配備直後、ホール内部の人々に対し降伏を促し、23人の降伏者を保護した。20分にわたる銃撃戦ののち、軍は72名を逮捕し、ホール内部に56の死体を確認した。しかし2日後にBLO側が出した声明によると、事件当日BLO幹部は誰も参加しておらず地元住民が近日開催される予定の祭りの準備のために来ていたに過ぎなかった。また事件から逃げ延びた6人の証言によれば、会場にBLO幹部はおらず、ホール内の人間は誰も武器を保持していなかったとされる。



この一連の事実に対して、上記の攻撃が **ICC 規程 7 条 1 項(b)**に規定される「人道に対する犯罪」の「**絶滅させる行為 (extermination)**」に該当し、作戦を指揮したナジール大佐が **ICC 規程 25 条 3 項(a)**に基づき「**他の者を通じて当該犯罪を行**」ったことで個人責任を負うかが争点となった。

【検察局の主張】

- I. 当該作戦は ICC 規程 7 条 1 項(b)に規定される「絶滅」に該当する。

【被告の主張】

- I. 当該作戦は ICC 規程 7 条 1 項(b)に規定される「絶滅」に該当しない。

ICC 規程 7 条 1 項(b)上の「絶滅」の構成要件は以下のとおりである。

1. 文民たる住民に対する攻撃であった。
2. 広範または組織的なものの一環として行われた攻撃であった。
3. 攻撃が意図的に行われた。

本件において、コミュニティーホールにいた人たちは武器を所持しておらず、軍隊でもなかったため文民であるといえる。たとえ文民でないものが数人いたとしても、文民が含まれているのなら、その文民は文民たる性質を奪われないので、保護されなければならない。また、当該作戦の攻撃は大規模であり、対象者の数も甚大である。そして、ナジール大佐の攻撃命令は独断のものであり攻撃の意思は十分ある。

- II. ナジール大佐は上記作戦について ICC 規程 25 条 3 項(a)に基づき刑事責任を負う。

本件において、コミュニティーホールにいた者は、BLO 幹部であり直接敵対行為に参加しているといえるので、文民として保護の対象にならない。また、当初に起案された作戦自体は大規模ではなく、実際の被害はホール内からの発砲に対応するために偶発的に生じたにすぎない。そして、当該作戦は相手からの攻撃に対してここにおいても自己や軍を守るための防衛行為として攻撃を行っており、ここに文民への攻撃の意思があるとは言えない。

- II. ナジール大佐は上記作戦について ICC 規程 25 条 3 項(a)に基づき刑事責任を負わない。

ICC 規程 25 条 3 項(a)に基づき刑事責任を負うための要件は以下のとおりである。

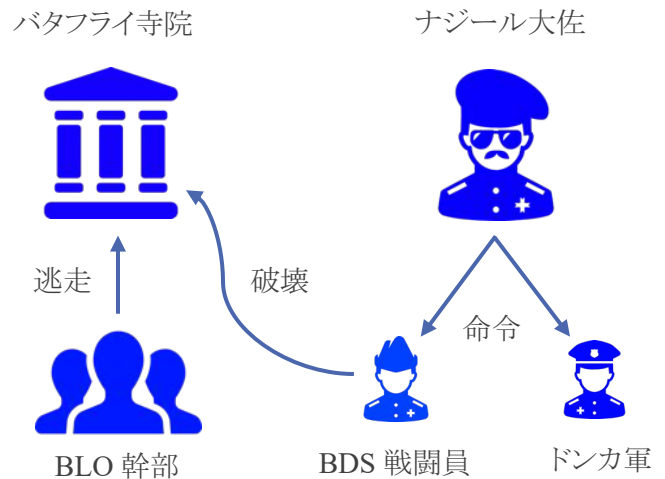
1. 客観的要件：実行者と共同犯罪者の間に合意または共通の計画があった。
2. 主観的要件：犯罪の認識があった。

本件において、ナジール大佐の命令により、ドンカ軍は武装してコミュニティーホールを取り囲んでおり、たった一発の銃声に対応していたことから、事前の計画や犯罪の認識があったと言える。

本件において、ナジール大佐は、コミュニティーホールを襲撃することについて、部下との間に事前に共通の同意や計画はなく、結果として犯罪に至ることまで引き起こすとは認識していなかった。

2016年12月28日にバタフライ寺院に隣接するバタフライカフェでBLO幹部たちが作戦会議を行うという情報を受け、ナジール大佐がBLO幹部たちに対しての攻撃を彼の指揮するドンカ軍とBDS（隣国の民間軍事会社）の戦闘員に命じたことが発端となった。軍が到着すると、ホイッスルが吹かれ、カフェから寺院にBLO幹部たちは逃げ込み、ドンカ軍が寺院を包囲しBDSの隊員が寺院に突入した。攻撃の結果、12人が死亡7人が重傷を負い、バタフライ寺院と巨大壁画や扉などの文化財が修復不可能なほど破壊された。しかし、周りの住民をパニックに陥らせないように慎重にBLO幹部たちだけを攻撃するようにと指示されていた。

この一連の事実に対して、上記の攻撃がICC規程8条2項(b)(ix)に規定される「戦争犯罪」の「宗教のために供される建物の攻撃」に該当し、作戦を指揮したナジール大佐が同規程25条3項(b)に基づき「犯罪の実行を命じた」ことで個人責任を負うかが争点となった。



【検察局の主張】

- I. 上記作戦はICC規程8条2項(b)(ix)に基づく「宗教のために供される建物の攻撃」に該当する。

ICC規程8条2項(b)(ix)上の「宗教のために供される建物の攻撃」の構成要件は以下のとおりである。

1. 当該犯罪者が犯罪を行うことを指揮した。
2. 攻撃が宗教のために供される建物・歴史的建造物に対して行われた。
3. 軍事目標以外に対する攻撃であった。
4. 攻撃が意図的に行われた。

本件において、ナジール大佐はBLOのリーダーを攻撃するように指揮をした。バタフライ寺院はUNESCOの世界遺産に登録されており、上記の建造物に当てはまり、軍事目標とはならない。そのうえで、ナジール大佐は指揮官という立場から攻撃を認知しているべきであった。

- II. ナジール大佐は上記作戦についてICC規程25条3項(b)に基づき刑事責任を負う。

ICC規程25条(3)(b)に基づき刑事責任を負うための要件は以下のとおりである。

1. 当該犯罪者が指揮をする立場にあった。
2. 実際に起こった犯罪がこの命令によるものであった。
3. この命令が実質的な効果があった。
4. この犯罪が意図的なものであった。

本件において、ナジール大佐はドンカ軍の指揮官という立場におり、ドンカの兵士とBDSの隊員に、BLOの指導者たちに対する攻撃を指示した。バタフライ寺院の破壊はこの攻撃命令によって引き起こされたものである。

【被告の主張】

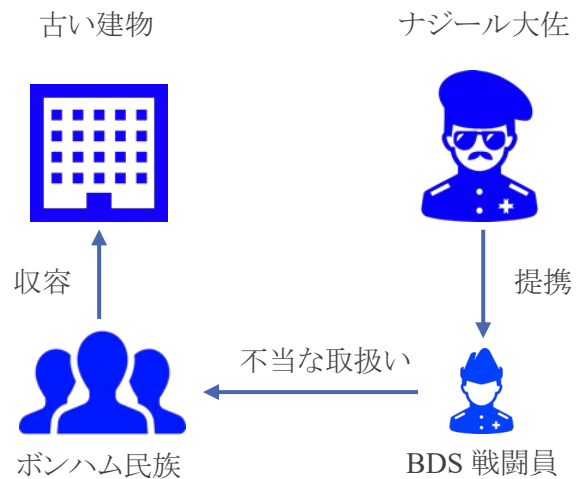
- I. 上記作戦はICC規程8条2項(b)(ix)に基づく「宗教のために供される建物の攻撃」に該当しない。

本件において、ナジール大佐は、BDSに対して直接的な支配を持っておらず、BDSによる行為を指揮できなかった。また、ナジール大佐はバタフライ寺院に対して意図的な攻撃を命令したわけではなく、BLOに対する攻撃を指示したにすぎない。

- II. ナジール大佐は上記作戦についてICC規程第25条3項(b)に基づき刑事責任を負わない。

本件において、ナジール大佐は軍の指揮者であったが、バタフライ寺院の破壊に対して命令を実際に行ったわけではなく、それをもたらしたのは民間軍事会社であるBDSの単独での行為である。

第3論点は2016年12月28日に逮捕されたBLOの人々は古い建物に連れていかれた。ここは電気がなく、給水もトイレもない4~5平方メートル(m²)の閉鎖的な監禁室であった。彼らの食料は水2杯と毎日4枚のパンだった。電気と換気の不足を考えると、彼らは眠れず、窒息により病気になることもあった。また建物内には医療施設や人員がおらず病気になった人は連れていかれ行方不明になった。このような状況に置かれたために6人もの自殺者が出た。ドンカ軍の指揮官であるナジール大佐はこの建物に訪れ見張りの人と話していたという証言がある。この環境に置かれたことにより、被収容者6人が自殺した。



この一連の事実に対して、上記の取扱いが **ICC 規程 8 条 2 項(a)(ii)**に規定される「戦争犯罪」の「拷問 (torture)」に該当し、事態を管理する立場にあったナジール大佐が **ICC 規程 28 条(a)**に基づき「指揮官その他の上官の責任」を負うかが争点となった。

【検察局の主張】

- I. 上記の取扱いは ICC 規定 8 条 2 項(a)(ii)に規定される「拷問」に該当する。

【被告の主張】

- I. 上記の取扱いは ICC 規程 8 条 2 項(a)(ii)に規定される「拷問」に該当しない。

ICC 規程 8 条 2 項上の拷問の犯罪構成要件は以下のとおりである。

1. ジュネーブ条約で保護される人に対して行われた。
2. 情報を得る目的のために行われた。
3. 身体的なものか精神的なものかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為

本件において、収容者は民間人であるためジュネーブ条約における保護対象者である。拷問収容者は上記に述べたようにドンカ軍から情報収集目的で精神的に重い苦痛を受けたためこの扱いは拷問であるといえる。

- II. ナジール大佐は ICC 規定 28 条に基づいて上官責任に問われる。

本件において、たしかに今回の尋問は情報を入手する目的で拘束を行われたが、実際に「情報を入手した」事実は明らかではない。証人による証言も確固たる証拠としては認められないため、上記取扱いが拷問であるとは言えない。

- II. ICC 規程 28 条(a)に基づき「指揮官その他の上官の責任」に該当しない。

ICC 規程 28 条 (a) に基づき上官責任を負うための要件は以下のとおりである。

1. 問題となる状況を実効的に支配していた。
2. 部下の行動を知りうる状況にあった。
3. 必要かつ合理的な措置をとらなかった。

本件において、ナジール大佐はドンカ軍の指揮官であることから、上記の環境を実行的に支配する権限を持ち、部下の行動を把握しうる状況にあった。また、彼は古い建物を訪れたにもかかわらず部下の行為を防止または処罰するなどの措置を取らなかった。

本件において、かりに拷問があったとしても実行したのは、提携していた民間軍事会社 BDS によるものであり、ドンカ軍によるものではない。また、ナジール大佐は拷問を指揮しておらず、BDS による拷問を知りうる状況になかったため、ナジールに上官責任は存在しない。

薦田和哉(原告第2代理人)

今までの自分が知らなかった世界の広さを知ることができました。「模擬」ではありますが人の命・思いがかかっていたあの場でほとんど何もできず一度は心を完全に折られました。

しかし、自分たちとさほど年齢の変わらない方々が驚くほど高いレベルで戦っている姿、模擬裁判を通して大きく成長をしようとしている姿に強く感銘を受け、目指すべきレベルを明確に定めることができました。

今回の取り組みを通して周りとの大きすぎるといってもいいくらいの差を感じさせられましたが、自分にもそれだけの伸びしろがありまだまだ上を目指せるのだと捉えられるようになったことを嬉しく思います。



チームで作上げた論を背負って堂々と弁論

大淵友李加(被告第2代理人)

前回の模擬裁判では、周りと同じ熱量を持って作業をするということができず、「これをしてあげばよかった」「協力することができなかった」とモヤモヤしていました。同時に学生時代に何かをやっておきたいという気持ちになっていた私は弁論者として参加させていただくことになりました。

自分の成長のためと位置づけて参加したけれど、みんなの論を代表して弁論するということに対してプレッシャーも感じていました。

いままで感じたことのないプレッシャーに押しつぶされそうになっていたけれど、無事に大会を終えることができました。



矢継ぎ早に飛んでくる裁判官の質問に悪戦苦闘

古本翼(原告・被告第1代理人)

今回 ICRC の模擬裁判に弁論者として出させてもらい、今までの自分の大学生活における自己肯定感と西南にとどまらず広い範囲で視点を広げる重要性を学びました。

実際に全国の大学のトップレベルの人たちと同じフィールド、同じ分野で戦えたことというのは貴重な体験であったとともに自分の現在地を知ることにもなりました。

実際に立たせてもらった弁論の場はきつく苦しい場所でもありましたが、各大学の月日かけた弁論と競い合うことで自分自身が猛スピードで向上できている手応えも感じました。今後の課題としてはこの客観的に見ることができた周りとの差を憧れのような感情だけでなくどう詰めるのか、何をどれくらいすれば近づけるのかを考えていきます。



出場証明書を受け取り安堵と達成感に包まれる
(左:大淵 中:古本 右:薦田)



試合前で緊張する弁論者に寄り添って落ち着かせる

荒田雅子: 前回の模擬裁判(マンデラ)に比べ、今回のICRC 模擬裁判は論点リーダーをさせていただいてこともあり、自主的に活動に取り組むことが出来ました。しかし、論点のグループ内には自分の活動が忙しくなかな活動に取り組めなかった人もおり、取り組むことが出来た人と、取り組むことが難しかった人の間に理解の差ができてしまいました。リーダーとしてその差を埋めることができなかったことは、私の力量不足であったと思います。

また、東京で同期・後輩が弁論者として闘う姿は本当に輝いていました。1年前、京都で行ったゼミ合宿で初めて模擬裁判の大会を見た際、私もあの場に立ってみたいと思いました。それから2度のチャンスがあったにも関わらず私には一歩踏み出す勇気がありませんでした。大会を外から見ているその時に抱いた焦燥感や疎外感を忘れずに、自分の気持ちに嘘をつくことをせずに、これから様々なことに挑戦していきたいです。

大木万葉: 私はロールプレイ大会の準備があり、直接模擬裁判の準備に関わることはできませんでしたが、大会の本番だけオブザーバーという立場で参加しました。大会で見た西南の選手たちの裁判官に立ち向かう姿は凛々しく、なにより諦めずに立ち向かっている後ろ姿はなんとも形容しがたいほどカッコ良かったです。そう感じると同時に、選手たちの姿をみて私も負けてられないと思いました。この大会で感じたこと学んだことを活かしてこれから自分がどういった学生生活を送るべきなのかを今後しっかりと考え行動に移していこうと思っています。

河野菜香: 前回の模擬裁判は、留学と時期が重なりメモリアル作成にほとんど関われなかったため、最初から最後まで取り組めたのはこの模擬裁判が初めてでした。私の論点は完全に役割を分担し、それぞれが作業する、という方法でメモリアルを作成していきました。自分の担当部分をしなければならない、という気持ちが強く、他のメンバーまで気にすることができなかつたため、連携できる部分をもっとあったことに気づけなかつたという反省点はありますが、何か1つのことだけに取り組む、という経験をしてこなかつたので、1人の力でやりきる、ということが今回得られた経験です。しかし、自分の仕事をしながらも、他のサポートもする、ということがこれから社会に出たら当然必要な力になるので、今後はこの点に注力していきます。

芹澤優紀: 自分たちの作成したメモリアルがフィールドに立つということ、それは今まで体験したことがなかつた未踏の地でありました。そして今回の模擬裁判は自分にとって大きなターニングポイントでした。なぜか？それは自分が何のために今この模擬裁判というものに取り組んでいるのか、ましてや自分が何を目的にこのゼミに所属しているのか、その本質的な質問を自分にずっと問いかけ、考える過程を通った上での活動だったからです。以前の模擬裁判では、初めてであったため、ただ我武者羅に取り組んでいました。しかし今回はなぜ取り組むのか？その問いを考えながら作業してきました。何よりもそれが辛かったです。でもそれが意味一番大きな収穫でした。今後は、あらゆることに対しなぜ？を問い続け、目的を確立していこうと思っています。

簀原真優: 今回の活動は自分自身の姿勢を変える大きなものでした。東京での大会に参加したとき、ひとりひとりに能力の差はあるものの、弁論者の姿勢というものは、オーディエンスで参加した私の姿勢とは全く違うものでした。思いの強さの違いを非常に感じ、自分自身の模擬裁判に対する姿勢を恥じました。また、今後このような思いをしないように、今から日々を大切に、目の前のことから逃げずに一生懸命に取り組もうと思いました。東京で感じたことを忘れずに、自分の目標達成に向けて、より一層努力します。



試合の合間にも弁論者と最後の打ち合わせを行う

磯貝仁紀：今回の模擬裁判は前回の模擬裁判に比べ、自身の熱量を向けることができませんでした。論点のリーダーという立場でありながら書面の作成の取り掛かりは遅く、その振る舞いからメンバーにも迷惑をかけ非常に中途半端なかかわり方となってしまいました。しかしそのおかげで、**なぜ自分自身の熱量がここへ向かなかったのか、自分自身が本当にしたいことは何なのかなど自身と向き合うきっかけとなりました。**その結果、集中の継続・スタートの遅さが自分の大きな課題であると再認識し、現在はその改善のために1つ1つ簡単なことでもすぐに取り掛かり、習慣化して行うようにしています。

小峰朱里：今回の模擬裁判、私は被告を担当しましたが、原告の権利を守りたい—今回の場合は BLO やボンハムの人々の権利を守りたい、そういうマインドが無意識に働いていました。しかし、ナジール大佐の人権を守ることも大切であり、そこの均衡を保つことを頭において主張していかなくてはなりません。この経験を経て、私はこの先の活動として、沖縄県民と米兵、どちらとも視点に立って沖縄の対立について考える活動をしよう決めました。**模擬裁判で得た「両者の」尊重を他の皆にも伝えられる活動にできるよう努力を重ねて行きたいと思います。**

田中優香：私にとって今回の模擬裁判は2回目でした。しかし前回よりも書面作成期間が短いにもかかわらず作業に取り掛かるのも遅く、またもっと納得のいく書面ができたのではないかと後悔が残るものになりました。なぜ今回の模擬裁判ではそうってしまったのかを考えると、**「なぜ模擬裁判をやるのか」また「自分が何をしたいのか」という部分が曖昧になって前回よりも模擬裁判に熱量が向いていなかったことに気がきました。**これからは模擬裁判だけでなく何か自分で活動する時にはこの部分を明確にして後悔のないように一生懸命取り組んでいきます。

平野周：今回の模擬裁判において、自分のプライベートを優先してしまい、それほど携わることができませんでした。メモリアルを作成する時間が前回よりも短かったにもかかわらず論点リーダーにばかり任せてしまいました。今回、僕は、自分のことを犠牲にしても協力することの大切さを学びました。社会に出てからは、あらゆるものを犠牲にして仕事をこなさなくてはなりません。**失敗をしても叱ってくれる人がいるこの大学生の時にこの協調性の大切さを学べてよかったです。**自分が今何をやるべきなのかをしっかりと考え、何を求められているのか自ら考え、行動しなくてはいけないと感じました。これからは、積極的にコミュニケーションをとるなどして協力していこうと思いました。

森山季実：今回の模擬裁判は、前回とは異なって後悔が残るものとなってしまいました。ICRC 模擬裁判は私にとって2度目の模擬裁判で、前回の反省点や経験を活かして効率的に取り組もうと思っていました。でも今回は作業へ取り組み始める時期が遅く、まだできることがあったのではないだろうかという後悔が今でも残っています。しかし**その後悔を今も忘れられないという事が、1つのことへ全力で取り組むことの大切さと難しさを私に示していると考えています。**今回学んだ事を無駄にしないために、今後は模擬裁判に限らず、何事にも全力で取り組んでいきたいです。

田口歩実：私にとって2度目の模擬裁判だったのですが、前回よりは集中し、積極的に参加できていたと思います。しかし、弁論者にならないと選択したことは今も後悔しています。**模擬裁判はその名の通り裁判を模しているもので、架空ではありますが人の人生がかかっています。**私が今回頑張ったのは裁判の準備のみで、その作業中も当事者意識を持つことが出来ていなかったのが現場の空気を経験するべきであったと思います。同じ学問に興味を持つ人達と同じことに一生懸命取り組める機会はなかなか無いと思うので、これからのゼミ活動は今回での反省を生かして一生懸命取り組んでいきたいです。

長元果蓮：自分は、ゼミ活動において本当に中途半端で終わってしまったと思っています。先輩方や同期のみんなが授業時間外も課題に取り組んでいる中、部活を理由にほとんど協力しませんでした。しかし、その私に出来たわずかな取り組みと云えば、問題に沿った判例などを英文で読み、共通点や相違点を自分で見つけられるようになったことです。**ただなんとなく文章をなぞるのではなく、与えられた論点について更に深いところまで理解しようと努力しました。**また発表者に少しでも役に立ててもらえたらと、アドバイスをいただきながらちょっとした資料を作成しました。みんなと比べると申し訳ないほど些細な成長ではありますが、私にとっては収穫だったと感じています。来年以降はどのゼミにも所属しませんが、ここで培った国際的な知識や論理力はこれからも磨いていきたいです。

松田優征：今回の ICRC 模擬裁判にサポーターとして参加するにあたり、積極的に協力していくことの大切さを学びました。サポーターとして十分な情報提供やアドバイスを自分からできていたとはあまり言えません。しかし、弁論練習に全力で取り組む弁論者たちの姿を見て、もっとたくさんのサポートをしていかなければいけなかったと感じました。**今後は、どのような立場であれ、周りの手伝いやサポートを全力で行っていき、自分が弁論者のような立場になれば、積極的に協力を求めていきたいです。**



優勝した東京大学チーム(山崎武徳さん、童菲さん、キハラアト愛先生)と記念撮影

弁論者の古本・薦田の両名は、世界最高峰のジュサップ大会国内予選を事前に見学していた。そのとき最優秀弁論賞を勝ち取った東京大学の山崎さんの勇姿を「観客」として眺め、彼への憧れから模擬裁判を始めた。「戦士」になると決意した2人が、本大会で山崎さんと弁論者同士として対峙して果敢に挑んだことは感慨深い。

講師からの講評(根岸陽太)

今回の模擬裁判では、大きく分けて次の2点について学生に大きな変化が見られました。

第1の変化は、模擬裁判の「目的」を各自で問いかけたことにあります。模擬裁判は法的素養を高めるための重要な取り組みですが、その成果を得るためには労力もかかり、目的意識を持たないままでは効果も上がりません。学生たちは自分たちでその停滞感に気づき、「誰の何のために」模擬裁判に取り組むのかを自問自答していました。これは、「人生をどう過ごすか」という将来に向けた壮大な問いにもつながる重要な試みといえます。

第2の変化は、他大学生との交流を通じた「競争」の感覚を持ったことにあります。学生たちは今回初めて他大学の学生と交流する対外試合を経験しました。誰かから何もかも与えられる観客席から抜け出して、自分から何かを掴みにいくための戦場に飛び込んだことで、「観客」としては決して味わうことのできない、「戦士」として目の前の恐怖に向き合うことでしか得られない経験を積んだようです。同年代の全国のライバルたちと切磋琢磨することで、決して安全ではない社会という名の戦場で生き抜いていく心構えを整えてくれたと思います。

各々の目的・競争意識が芽生えたことは重要な進展ですが、今後の課題として、競争に勝ち抜き目的を実現するための「手段」を整える必要があります。学生たちは、模擬とはいえ実際に勝ち負けがはっきりする裁判形式を体験することで、体力と技術がなければ誰も守れないということを痛感したはずです。「心」(信念)を整えると同時に、「体」(基礎知識)と「技」(応用技術)を磨くための鍛錬もより一層心がけてくれることを願っています。

西南学院大学 2018 年度教育支援プログラム(B)

人間の尊厳を守るための平和教育

— 模擬裁判とロールプレイを通じた人権人道規範の体得と普及 —

我々のゼミは、人の尊厳を守るための人権人道規範の「実践的な体得」と「複層的な普及」を理念に掲げ、それを実現するための手段として模擬裁判やロールプレイなどの活動を位置づけています。

教育理念の1点目、人権人道規範の「実践的な体得」とは、これまで座学講義を通じて培った基礎知識を踏まえつつ、より能動的・実戦的な活動に携わることで、法理論を現実に応用する能力を育成することを意味しています。裁判所の中でプロフェッショナルな法律論を展開する模擬裁判に加え、裁判所の外にあたる現場でアクチュアルな法律論を運用するロールプレイを通じて、学生には法律家としての、ひいては社会で生き抜いていくための素養をしっかりと身につけてもらいます。

教育理念の2点目、人権人道規範の「複層的な普及」とは、まずは学生たち自身が学年を超えて切磋琢磨することで知識を体得し、そのうえで、自らの経験に基づいて地域社会へと普及を行うことで、様々な年代層に平和教育を展開することを意味しています。学生のみなさんには、自分たちが獲得した学術的な知見を独占するのではなく、それを地域の中高生に普及させるというかたちで社会に還元してもらいます。

ゼミ・大学といった単位を超えて、未来を担う次世代の学生に向けて人権人道規範の重要性を普及することで、平和教育を核とするネットワークが世代を超えて形成されることを願っています。